

# 野洲市病院事業職員の給与等に関する考え方について

## ○報告趣旨

野洲市病院事業について、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部適用となることから、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を 8 月議会で提案する予定であるが、直近の検討状況を報告する。

## ○提案予定の条例名

野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

## ○関連例規

- ・野洲市病院事業職員の給与に関する規程（新規）
- ・野洲市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程（新規）

## ○概要

- ・給与の種類は、給料及び手当とする。（第 2 条第 1 項）
- ・手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。（第 2 条第 3 項）
- ・退職手当 一般職の職員と同様の取扱い（第 16 条）
- ・給料及び手当の額（退職手当を除く。） 管理者が別に定める。（第 24 条）

## ○施行日

平成 31 年 4 月 1 日

## ○資料

- ・野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）
- ・野洲市病院事業職員の給与に関する規程（案）
- ・野洲市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程（案）
- ・野洲市民病院職員採用説明会抜粋資料
- ・手当一覧表

## 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、病院事業の企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 病院事業の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた金額とする。
- 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

### (給料表等)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

- 2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。
- 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

### (管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定するもの（以下「管理職員」という。）について支給する。

- 2 管理職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

### (扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
  - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害を有する者

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(特殊勤務手当)

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康、困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと思えられるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）

の振替等（管理者が、職員に週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日（勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。

（休日勤務手当）

第10条 休日勤務手当は、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいう。以下同じ。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間、正規の勤務時間中に勤務することを要しないこととされた時間において特に勤務することを命ぜられた職員には当該時間中に勤務した全時間について支給する。休日等に準ずるものとして管理者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜間勤務手当）

第11条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

第12条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第13条 管理職員特別勤務手当は、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の企業の運営の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第14条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況

を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(退職手当)

第16条 退職手当については、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和58年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第3号）の定めによる。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第18条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第19条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(再任用職員についての適用除外)

第20条 第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第21条 職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(育児休業者の給与)

第22条 育児休業法第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(管理者への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 野洲市病院事業職員の給与に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年野洲市条例第●号。以下「条例」という。）に基づき、病院事業の職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（給料額等）

第2条 職員に適用する給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれの当該給料表に定めるところによる。

- (1) 医師職の給料表は、医療職給料表（別表第1）とする。
- (2) 医療技術職及び事務職の給料表は、一般職給料表（別表第2）とする。
- (3) 看護師職等の給料表は、看護職給料表（別表第3）とする。
- (4) 看護助手等の給料表は、技能労務職給料表（別表第4）とする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項各号の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は級別標準職務表（別表第5）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 管理者は、全ての職員の職を前2項の規定により定められた級のいずれかに決定し、各給料表により職員に給料を支給しなければならない。

4 管理者が指定する一定の職にある職員に対しては、前項で決定した給料に役職給調整表（別表第6）に定める率を乗じて得た額を加算して支給する。

5 管理者が指定する職種に該当する職員に対しては、職種給調整表（別表第7）に定める額を同条第3項で決定した給料に加算して支給する。

（宿日直手当）

第3条 宿日直手当の支給される勤務は、野洲市病院事業職員就業規程（平成●年野洲市病院事業管理規程第●号）第●条に規定する勤務とする。

2 前項の勤務についての手当額は、その勤務1回につき、次に掲げる額とする。

- (1) 医師の宿日直手当の額は、次表に定める基本額及び加算額とする。

ア 基本額

種別	要件	曜日等	支給額
宿直		平日	30,000円
	輪番日		35,000円
		土日	40,000円
	輪番日		45,000円

午前半直		土日	20,000円
午後半直		土日	30,000円
日直			50,000円

イ 加算額

入院患者3名以上又は救急車3台以上の受入れに対応した場合 10,000円

(2) 医師以外の職員の宿日直手当の額は、次表に定める額とする。

種別	対象職員	支給額
宿直	看護師長	13,000円
	外来看護師	10,000円
	事務職員	7,000円
	事務職員専任者	1,000円
日直		4,200円

(管理職手当)

第4条 条例第4条に規定する管理者が指定する職は、次表に掲げる職とし、当該職に係る管理職手当の額は、同表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

職	支給額
病院長	150,000円
副院長	100,000円
部長	84,400円
管理監	62,300円

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、野洲市職員の給与に関する条例（平成16年野洲市条例第54号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当基礎額は、給料の月額とする。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、勤勉手当基礎額は、給料の月額とする。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第7条 職員の初任給、昇格及び昇給等の基準は、別に定める。

(給与の支給方法等)

第8条 この規程に定めるもののほか、職員の給与の支給方法及び支給条件等は、一般職の職員の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、野洲市病院事業職員の給与に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係） 【別紙①】

別表第2（第2条関係） 【別紙②】

別表第3（第2条関係） 【別紙③】

別表第4（第2条関係） 【別紙④】

別表第5（第2条関係）

級別標準職務表

(1) 医師職

職務の級	職務の内容
1級	医員の職務
2級	医長の職務
3級	科長又は副部長の職務
4級	部長又は副院長の職務
5級	病院長の職務

(2) 医療技術職及び事務職

職務の級	職務の内容
1級	主事の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査又は係長の職務
5級	主幹又は課長補佐の職務
6級	課長又は副部長の職務
7級	部長又は管理監の職務

(3) 看護職

職務の級	職務の内容
1級	准看護師又は看護師の職務
2級	看護師の職務
3級	看護師の職務
4級	主任又は主査級の職務
5級	副師長又は課長代理の職務
6級	課長、師長又は副部長の職務

7級	部長又は管理監の職務
----	------------

別表第6（第2条関係）

役職給調整表

役職	率
主任	5%
主査、副師長、主査級	10%
主幹、課長補佐、課長代理	15%
課長、師長	20%
副部長	25%
部長、管理監	別に定める。

別表第7（第2条関係）

職種給調整表

職種	金額
事務職、看護助手	3,000円
准看護師	5,000円
看護師、管理栄養士、臨床検査技師、視能訓練士、放射線技師、臨床工学技士、社会福祉士、介護支援専門員	10,000円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師（手術室担当）	20,000円
薬剤師	40,000円

別表第1  
医師給料表

【別紙①】

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
1	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000
2	302,000	352,000	402,000	452,000	502,000
3	304,000	354,000	404,000	454,000	504,000
4	306,000	356,000	406,000	456,000	506,000
5	308,000	358,000	408,000	458,000	508,000
6	310,000	360,000	410,000	460,000	510,000
7	312,000	362,000	412,000	462,000	512,000
8	314,000	364,000	414,000	464,000	514,000
9	316,000	366,000	416,000	466,000	516,000
10	318,000	368,000	418,000	468,000	518,000
11	320,000	370,000	420,000	470,000	520,000
12	322,000	372,000	422,000	472,000	522,000
13	324,000	374,000	424,000	474,000	524,000
14	326,000	376,000	426,000	476,000	526,000
15	328,000	378,000	428,000	478,000	528,000
16	330,000	380,000	430,000	480,000	530,000
17	332,000	382,000	432,000	482,000	532,000
18	334,000	384,000	434,000	484,000	534,000
19	336,000	386,000	436,000	486,000	536,000
20	338,000	388,000	438,000	488,000	538,000
21	340,000	390,000	440,000	490,000	540,000
22	342,000	392,000	442,000	492,000	542,000
23	344,000	394,000	444,000	494,000	544,000
24	346,000	396,000	446,000	496,000	546,000
25	348,000	398,000	448,000	498,000	548,000
26	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000
27	352,000	402,000	452,000	502,000	552,000
28	354,000	404,000	454,000	504,000	554,000
29	356,000	406,000	456,000	506,000	556,000
30	358,000	408,000	458,000	508,000	558,000
31	360,000	410,000	460,000	510,000	560,000
32	362,000	412,000	462,000	512,000	562,000
33	364,000	414,000	464,000	514,000	564,000
34	366,000	416,000	466,000	516,000	566,000
35	368,000	418,000	468,000	518,000	568,000
36	370,000	420,000	470,000	520,000	570,000
37	372,000	422,000	472,000	522,000	572,000
38	374,000	424,000	474,000	524,000	574,000
39	376,000	426,000	476,000	526,000	576,000
40	378,000	428,000	478,000	528,000	578,000
41	380,000	430,000	480,000	530,000	580,000
42	382,000	432,000	482,000	532,000	582,000
43	384,000	434,000	484,000	534,000	584,000
44	386,000	436,000	486,000	536,000	586,000
45	388,000	438,000	488,000	538,000	588,000
46	390,000	440,000	490,000	540,000	590,000
47	392,000	442,000	492,000	542,000	592,000
48	394,000	444,000	494,000	544,000	594,000
49	396,000	446,000	496,000	546,000	596,000
50	398,000	448,000	498,000	548,000	598,000
51	400,000	450,000	500,000	550,000	600,000

別表第2  
一般職給料表

【別紙②】

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額
1	151,000	181,000	201,000	221,000	241,000	261,000	別 に 定 め る
2	152,000	182,000	202,000	222,000	242,000	262,000	
3	153,000	183,000	203,000	223,000	243,000	263,000	
4	154,000	184,000	204,000	224,000	244,000	264,000	
5	155,000	185,000	205,000	225,000	245,000	265,000	
6	156,000	186,000	206,000	226,000	246,000	266,000	
7	157,000	187,000	207,000	227,000	247,000	267,000	
8	158,000	188,000	208,000	228,000	248,000	268,000	
9	159,000	189,000	209,000	229,000	249,000	269,000	
10	160,000	190,000	210,000	230,000	250,000	270,000	
11	161,000	191,000	211,000	231,000	251,000	271,000	
12	162,000	192,000	212,000	232,000	252,000	272,000	
13	163,000	193,000	213,000	233,000	253,000	273,000	
14	164,000	194,000	214,000	234,000	254,000	274,000	
15	165,000	195,000	215,000	235,000	255,000	275,000	
16	166,000	196,000	216,000	236,000	256,000	276,000	
17	167,000	197,000	217,000	237,000	257,000	277,000	
18	168,000	198,000	218,000	238,000	258,000	278,000	
19	169,000	199,000	219,000	239,000	259,000	279,000	
20	170,000	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	
21	171,000	201,000	221,000	241,000	261,000	281,000	
22	172,000	202,000	222,000	242,000	262,000	282,000	
23	173,000	203,000	223,000	243,000	263,000	283,000	
24	174,000	204,000	224,000	244,000	264,000	284,000	
25	175,000	205,000	225,000	245,000	265,000	285,000	
26	176,000	206,000	226,000	246,000	266,000	286,000	
27	177,000	207,000	227,000	247,000	267,000	287,000	
28	178,000	208,000	228,000	248,000	268,000	288,000	
29	179,000	209,000	229,000	249,000	269,000	289,000	
30	180,000	210,000	230,000	250,000	270,000	290,000	
31	180,500	210,500	230,500	250,500	270,500	290,500	
32	181,000	211,000	231,000	251,000	271,000	291,000	
33	181,500	211,500	231,500	251,500	271,500	291,500	
34	182,000	212,000	232,000	252,000	272,000	292,000	
35	182,500	212,500	232,500	252,500	272,500	292,500	
36	183,000	213,000	233,000	253,000	273,000	293,000	
37	183,500	213,500	233,500	253,500	273,500	293,500	
38	184,000	214,000	234,000	254,000	274,000	294,000	
39	184,500	214,500	234,500	254,500	274,500	294,500	
40	185,000	215,000	235,000	255,000	275,000	295,000	
41	185,500	215,500	235,500	255,500	275,500	295,500	
42	186,000	216,000	236,000	256,000	276,000	296,000	
43	186,500	216,500	236,500	256,500	276,500	296,500	
44	187,000	217,000	237,000	257,000	277,000	297,000	
45	187,500	217,500	237,500	257,500	277,500	297,500	
46	188,000	218,000	238,000	258,000	278,000	298,000	
47	188,500	218,500	238,500	258,500	278,500	298,500	
48	189,000	219,000	239,000	259,000	279,000	299,000	
49	189,500	219,500	239,500	259,500	279,500	299,500	
50	190,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	

別表第3  
看護職給料表

【別紙③】

職務の級 号給	1 給料月額	2 給料月額	3 給料月額	4 給料月額	5 給料月額	6 給料月額	7 給料月額
1	161,000	211,000	231,000	241,000	256,000	291,000	別 に 定 め る
2	162,000	212,000	232,000	242,000	257,000	292,000	
3	163,000	213,000	233,000	243,000	258,000	293,000	
4	164,000	214,000	234,000	244,000	259,000	294,000	
5	165,000	215,000	235,000	245,000	260,000	295,000	
6	166,000	216,000	236,000	246,000	261,000	296,000	
7	167,000	217,000	237,000	247,000	262,000	297,000	
8	168,000	218,000	238,000	248,000	263,000	298,000	
9	169,000	219,000	239,000	249,000	264,000	299,000	
10	170,000	220,000	240,000	250,000	265,000	300,000	
11	171,000	221,000	241,000	251,000	266,000	301,000	
12	172,000	222,000	242,000	252,000	267,000	302,000	
13	173,000	223,000	243,000	253,000	268,000	303,000	
14	174,000	224,000	244,000	254,000	269,000	304,000	
15	175,000	225,000	245,000	255,000	270,000	305,000	
16	176,000	226,000	246,000	256,000	271,000	306,000	
17	177,000	227,000	247,000	257,000	272,000	307,000	
18	178,000	228,000	248,000	258,000	273,000	308,000	
19	179,000	229,000	249,000	259,000	274,000	309,000	
20	180,000	230,000	250,000	260,000	275,000	310,000	
21	181,000	230,500	251,000	261,000	276,000	311,000	
22	182,000	231,000	252,000	262,000	277,000	312,000	
23	183,000	231,500	253,000	263,000	278,000	313,000	
24	184,000	232,000	254,000	264,000	279,000	314,000	
25	185,000	232,500	255,000	265,000	280,000	314,500	
26	186,000	233,000	256,000	266,000	281,000	315,000	
27	187,000	233,500	257,000	267,000	282,000	315,500	
28	188,000	234,000	258,000	268,000	283,000	316,000	
29	189,000	234,500	259,000	269,000	284,000	316,500	
30	190,000	235,000	260,000	270,000	285,000	317,000	
31	191,000	235,500	261,000	271,000	286,000	317,500	
32	192,000	236,000	262,000	272,000	287,000	318,000	
33	193,000	236,500	263,000	273,000	288,000	318,500	
34	194,000	237,000	264,000	274,000	289,000	319,000	
35	195,000	237,500	265,000	275,000	290,000	319,500	
36	196,000	238,000	266,000	276,000	291,000	320,000	
37	197,000	238,500	267,000	277,000	292,000	320,500	
38	198,000	239,000	268,000	278,000	293,000	321,000	
39	199,000	239,500	269,000	279,000	294,000	321,500	
40	200,000	240,000	270,000	280,000	295,000	322,000	
41	201,000	240,500	271,000	281,000	296,000	322,500	
42	202,000	241,000	272,000	282,000	297,000	323,000	
43	203,000	241,500	273,000	283,000	297,500	323,500	
44	204,000	242,000	274,000	284,000	298,000	324,000	
45	205,000	242,500	275,000	285,000	298,500	324,500	
46	206,000	243,000	276,000	286,000	299,000	325,000	
47	207,000	243,500	277,000	287,000	299,500		
48	208,000	244,000	278,000	288,000	300,000		
49	209,000	244,500	279,000	289,000	300,500		
50	210,000	245,000	280,000	290,000	301,000		
51	210,500	245,500	281,000	291,000	301,500		

52	211,000	246,000	282,000	292,000	302,000
53	211,500	246,500	283,000	293,000	302,500
54	212,000	247,000	284,000	294,000	303,000
55	212,500	247,500	285,000	294,500	303,500
56	213,000	248,000	286,000	295,000	304,000
57	213,500	248,500	287,000	295,500	304,500
58	214,000	249,000	288,000	296,000	305,000
59	214,500	249,500	289,000	296,500	305,500
60	215,000	250,000	290,000	297,000	306,000
61	215,500	250,500	290,500	297,500	306,500
62	216,000	251,000	291,000	298,000	307,000
63	216,500	251,500	291,500	298,500	307,500
64	217,000	252,000	292,000	299,000	308,000
65	217,500	252,500	292,500	299,500	308,500
66	218,000	253,000	293,000	300,000	309,000
67	218,500	253,500	293,500	300,500	309,500
68	219,000	254,000	294,000	301,000	310,000
69	219,500	254,500	294,500	301,500	
70	220,000	255,000	295,000	302,000	
71	220,500	255,500	295,500	302,500	
72	221,000	256,000	296,000	303,000	
73	221,500	256,500	296,500	303,500	
74	222,000	257,000	297,000	304,000	
75	222,500	257,500	297,500	304,500	
76	223,000	258,000	298,000	305,000	
77	223,500	258,500	298,500		
78	224,000	259,000	299,000		
79	224,500	259,500	299,500		
80	225,000	260,000	300,000		

別表第4  
技能労務職給料表

【別紙④】

号給		号給		号給	
1	131,000	51	180,500	101	205,500
2	132,000	52	181,000	102	206,000
3	133,000	53	181,500	103	206,500
4	134,000	54	182,000	104	207,000
5	135,000	55	182,500	105	207,500
6	136,000	56	183,000	106	208,000
7	137,000	57	183,500	107	208,500
8	138,000	58	184,000	108	209,000
9	139,000	59	184,500	109	209,500
10	140,000	60	185,000	110	210,000
11	141,000	61	185,500	111	210,500
12	142,000	62	186,000	112	211,000
13	143,000	63	186,500	113	211,500
14	144,000	64	187,000	114	212,000
15	145,000	65	187,500	115	212,500
16	146,000	66	188,000	116	213,000
17	147,000	67	188,500	117	213,500
18	148,000	68	189,000	118	214,000
19	149,000	69	189,500	119	214,500
20	150,000	70	190,000	120	215,000
21	151,000	71	190,500		
22	152,000	72	191,000		
23	153,000	73	191,500		
24	154,000	74	192,000		
25	155,000	75	192,500		
26	156,000	76	193,000		
27	157,000	77	193,500		
28	158,000	78	194,000		
29	159,000	79	194,500		
30	160,000	80	195,000		
31	161,000	81	195,500		
32	162,000	82	196,000		
33	163,000	83	196,500		
34	164,000	84	197,000		
35	165,000	85	197,500		
36	166,000	86	198,000		
37	167,000	87	198,500		
38	168,000	88	199,000		
39	169,000	89	199,500		
40	170,000	90	200,000		
41	171,000	91	200,500		
42	172,000	92	201,000		
43	173,000	93	201,500		
44	174,000	94	202,000		
45	175,000	95	202,500		
46	176,000	96	203,000		
47	177,000	97	203,500		
48	178,000	98	204,000		
49	179,000	99	204,500		
50	180,000	100	205,000		

## 野洲市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年野洲市条例第●号）第●条第●項の規定により病院事業の職員（以下「職員」という。）に支給する特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療業務手当
- (2) 研究手当
- (3) 放射線取扱手当
- (4) 死体処理作業手当
- (5) 夜間看護等手当
- (6) 待機手当
- (7) 緊急呼出手当
- (8) 早出遅出手当
- (9) 祝日等出勤手当
- (10) 年末年始勤務手当
- (11) 休日回診手当
- (12) 研究日出勤手当
- (13) 代診手当
- (14) 産業医手当

（医療業務手当）

第3条 医療業務手当は、診療業務に従事する職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は次に掲げる額とする。

- (1) 病院長 月額90万円を超えない範囲で病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が定める額
- (2) 副院長 月額70万円を超えない範囲で管理者が定める額
- (3) 部長 月額65万円を超えない範囲で管理者が定める額
- (4) 副部長 月額60万円を超えない範囲で管理者が定める額
- (5) 科長 月額55万円を超えない範囲で管理者が定める額
- (6) 医長 月額50万円を超えない範囲で管理者が定める額
- (7) 医員 月額40万円を超えない範囲で管理者が定める額

（研究手当）

第4条 研究手当は、医療技術の研究に従事する医師に対して、月額150,000円を超えない範囲内で管理者が定める額を支給する。

(放射線取扱手当)

第5条 放射線取扱手当は、X線その他の放射線を人体に照射する作業の補助作業に従事した職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、日額300円とする。

(死体処理作業手当)

第6条 死体処理作業手当は、患者の死体処理に従事した看護師に支給する。

2 前項の手当の額は、1件につき1,000円とする。

(夜間看護等手当)

第7条 夜間看護等手当は、病棟又は透析室に勤務する職員が正規の勤務時間（野洲市病院事業職員就業規程（平成●年野洲市病院事業管理規程第●号）第●条第●項に規定する正規の勤務時間をいう。）による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）において行われる看護等の業務に従事した場合に、次の各号に掲げる区分により、その勤務1回につきそれぞれ当該各号に掲げる額（看護助手においては、当該額の100分の50に相当する額）を支給する。

(1) 深夜の全部を含む勤務である場合 13,000円

(2) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 7,000円

(3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 6,000円

(4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

(待機手当)

第8条 待機手当は、正規の勤務時間外、週休日又は休日において、緊急の医療業務に従事するため、自宅待機を命ぜられた職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、その自宅待機1回につき次のとおりとする。

(1) 平日 1,000円

(2) 土曜日、日曜日及び祝日 2,000円

(緊急呼出手当)

第9条 緊急呼出手当は、正規の勤務時間外、週休日又は休日において、患者の急変、救急患者等の対応するため、緊急に呼出を受け、業務に従事した職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき次のとおりとする。

(1) 医師 5,000円

(2) 医師以外の職員 2,000円

(早出遅出手当)

第10条 早出遅出手当は、交代勤務による早出遅出勤務をした職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき次のとおりとする。

(1) 看護師又は看護助手 1,000円

(2) 臨床工学技士 700円

(祝日等出勤手当)

第11条 祝日等出勤手当は、週休日及び休日にリハビリテーション業務に従事した職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき2,500円とする。

(年末年始勤務手当)

第12条 年末年始勤務手当は、12月29日から翌年1月3日までの間にその勤務を開始する業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

(1) 業務に従事した時間が4時間以内のとき 2,500円

(2) 業務に従事した時間が4時間を超えるとき 5,000円

(休日回診手当)

第13条 休日回診手当は、医師が正規の勤務時間外、週休日及び休日において、受持ち患者の回診を行った場合に、支給する。

2 前項の手当の額は、日額5,000円とする。

(研究日出勤手当)

第14条 研究日出勤手当は、医師が研究日、週休日及び休日において業務に従事した場合に、支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

(1) 外来業務 40,000円

(2) 検査業務 30,000円

(3) 救急当番業務 20,000円

(代診手当)

第15条 代診手当は、担当の医師に代わって患者を診察した医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、業務1回につき10,000円とする。

(産業医手当)

第16条 産業医手当は、産業医に選任された職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1事業場につき月額30,000円とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、職員の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 3) - 2 職種給

- ◎給料表を共通とした職種があるため、職種間の給料を差別化
- ◎他病院との賃金格差が生じた場合、給料表改定による対応をせず、職種単位で実施することを想定。
- ◎世代間格差が生じた場合は、級別に「特別昇給」又は「延伸」により対応。

○ 事務職	3,000円	○ 作業療法士	20,000円
○ 社会福祉士	10,000円	○ 言語聴覚士	20,000円
○ ケアマネージャー	10,000円	○ 薬剤師	40,000円
○ 管理栄養士	10,000円	○ 看護師	10,000円
○ 検査技師	10,000円	○ 看護師 (手術室担当)	20,000円
○ 視能訓練士	10,000円	○ 准看護師	5,000円
○ 放射線技師	10,000円	○ 看護助手	3,000円
○ 臨床工学技士	10,000円		
○ 理学療法士	20,000円		

## 3) - 3 役職給

- ◎役職に応じて下記のとおり加算

○ 主任	経験給 × 5%	○ 課長、師長	経験給 × 20%
○ 主査、副師長	経験給 × 10%	○ 副部長	経験給 × 25%
○ 主幹、課長補佐 課長代理	経験給 × 15%	○ 部長	別に定める

## 4) 初任給決定と前歴加算の考え方

### <一般職>

◎事務職、医療技術職 高校卒 1級 1号給 短大卒 1級 9号給 短大3卒 1級13号給 大学卒 1級17号給 大学院卒 1級23号給	◎看護師 短大卒 1級31号給 短大3卒 1級35号給 大学卒 1級39号給 ◎准看護師 養成所卒 1級 1号給	◎看護助手 1号給
--	---	--------------

### <課長級及び係長級>

◎ 採用時に役職決定し、想定最少年齢号給(1号給)から、経験年数(前歴)分相当の号給を加算して決定。

### 【前歴加算の考え方】

- ・ 医療関係に従事 1年に対し 3号給加算
- ・ その他企業 1年に対し 2号給加算
- ・ 無職の期間 1年に対し 1号給加算

なお、特に医療従事者としてのキャリアを評価すべき期間があった場合は、その年数に1号給を乗じ加算して調整する。また、以上に限らず、他の職員と著しく均衡を欠く場合にも別途調整する。(看護助手については別途定める)

## 5) モデル賃金

### ◎事務職

	職 階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本 給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
22歳	1級主事【初任給】	167,000	3,000		170,000	2,788,000
25歳	2級主事	181,000	3,000		184,000	3,017,600
30歳	主任	201,000	3,000	10,050	214,050	3,510,420
	2級主事	196,000	3,000		199,000	3,263,600
35歳	主査、係長	221,000	3,000	22,100	246,100	4,036,040
	主任	216,000	3,000	10,800	229,800	3,768,720
40歳	主幹、課長補佐	247,000	3,000	37,050	287,050	4,707,620
	主査、係長	236,000	3,000	23,600	262,600	4,306,640
45歳	課長	267,000	3,000	53,400	323,400	5,303,760
	主幹、課長補佐	262,000	3,000	39,300	304,300	4,990,520
	主査、係長	250,500	3,000	25,050	278,550	4,568,220
50歳	副部長	282,000	3,000	70,500	355,500	5,830,200
	課長	282,000	3,000	56,400	341,400	5,598,600
55歳	副部長	293,500	3,000	73,375	369,875	6,065,950
	課長	293,500	3,000	58,700	355,200	5,825,280

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## ◎医療技術職（例：検査技師など）

	職階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
21歳	1級主事【初任給】	163,000	10,000		173,000	2,837,200
22歳	1級主事【初任給】	167,000	10,000		177,000	2,902,800
25歳	2級主事	181,000	10,000		191,000	3,132,400
30歳	主任	201,000	10,000	10,050	221,050	3,625,220
	2級主事	196,000	10,000		206,000	3,378,400
35歳	主査、係長	221,000	10,000	22,100	253,100	4,150,840
	主任	216,000	10,000	10,800	236,800	3,883,520
40歳	主幹、課長補佐	247,000	10,000	37,050	294,050	4,822,420
	主査、係長	236,000	10,000	23,600	269,600	4,421,440
45歳	課長	267,000	10,000	53,400	330,400	5,418,560
	主幹、課長補佐	262,000	10,000	39,300	311,300	5,105,320
	主査、係長	250,500	10,000	25,050	285,550	4,683,020
50歳	副部長	282,000	10,000	70,500	362,500	5,945,000
	課長	282,000	10,000	56,400	348,400	5,713,760
55歳	副部長	293,500	10,000	73,375	376,875	6,180,750
	課長	293,500	10,000	58,700	362,200	5,940,080

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## ◎医療技術職（例；理学療法士など）

	職 階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本 給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
21歳	1級主事【初任給】	163,000	20,000		183,000	3,001,200
22歳	1級主事【初任給】	167,000	20,000		187,000	3,066,800
25歳	2級主事	181,000	20,000		201,000	3,296,400
30歳	主任	201,000	20,000	10,050	231,050	3,789,220
	2級主事	196,000	20,000		216,000	3,542,400
35歳	主査、係長	221,000	20,000	22,100	263,100	4,314,840
	主任	216,000	20,000	10,800	246,800	4,047,520
40歳	主幹、課長補佐	247,000	20,000	37,050	304,050	4,986,420
	主査、係長	236,000	20,000	23,600	279,600	4,585,440
45歳	課長	267,000	20,000	53,400	340,400	5,582,560
	主幹、課長補佐	262,000	20,000	39,300	321,300	5,269,320
	主査、係長	250,500	20,000	25,050	295,550	4,847,020
50歳	副部長	282,000	20,000	70,500	372,500	6,109,000
	課長	282,000	20,000	56,400	358,400	5,877,760
55歳	副部長	293,500	20,000	73,375	386,875	6,344,750
	課長	293,500	20,000	58,700	372,200	6,104,080

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## ◎医療技術職（例；薬剤師）

	職 階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本 給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
22歳	1級主事【初任給】	167,000	40,000		207,000	3,394,800
24歳	1級主事【初任給】	173,000	40,000		213,000	3,493,200
25歳	2級主事	181,000	40,000		221,000	3,624,400
30歳	主任	201,000	40,000	10,050	251,050	4,117,220
	2級主事	196,000	40,000		236,000	3,870,400
35歳	主査、係長	221,000	40,000	22,100	283,100	4,642,840
	主任	216,000	40,000	10,800	266,800	4,375,520
40歳	主幹、課長補佐	247,000	40,000	37,050	324,050	5,314,420
	主査、係長	236,000	40,000	23,600	299,600	4,913,440
45歳	課長	267,000	40,000	53,400	360,400	5,910,560
	主幹、課長補佐	262,000	40,000	39,300	341,300	5,597,320
	主査、係長	250,500	40,000	25,050	315,550	5,175,020
50歳	副部長	282,000	40,000	70,500	392,500	6,437,000
	課長	282,000	40,000	56,400	378,400	6,205,760
55歳	副部長	293,500	40,000	73,375	406,875	6,672,750
	課長	293,500	40,000	58,700	392,200	6,432,080

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## ◎看護師

	職 階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本 給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
22歳	1級看護師【初任給】	199,000	10,000		209,000	3,427,600
25歳	2級看護師	211,000	10,000		221,000	3,624,400
31歳	3級看護師	231,000	10,000		241,000	3,952,400
35歳	主任	247,000	10,000	12,350	269,350	4,417,340
	3級看護師	243,000	10,000		253,000	4,149,200
40歳	副師長、主査級(認定)	265,000	10,000	26,500	301,500	4,944,600
	主任	262,000	10,000	13,100	285,100	4,675,640
	3級看護師	258,000	10,000		268,000	4,395,200
45歳	師長	297,000	10,000	59,400	366,400	6,008,960
	副師長、主査級(認定)	280,000	10,000	28,000	318,000	5,215,200
	主任	277,000	10,000	13,850	300,850	4,933,940
	3級看護師	273,000	10,000		283,000	4,641,200
50歳	師長	312,000	10,000	62,400	384,400	6,304,160
	3級看護師	288,000	10,000		298,000	4,887,200
55歳	師長	320,500	10,000	64,100	394,600	6,471,440
	3級看護師	296,500	10,000		306,500	5,026,600

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## ◎看護助手

	職 階 (役職)	経験給 〈※1〉	職種給 (職種調整)	役職給 (役職加算)	本 給 (月額)	年間支給額 〈※2〉
18歳	看護助手【初任給】	131,000	3,000		134,000	2,197,600
20歳	看護助手	137,000	3,000		140,000	2,296,000
25歳	看護助手	152,000	3,000		155,000	2,542,000
30歳	看護助手	167,000	3,000		170,000	2,788,000
35歳	看護助手	181,000	3,000		184,000	3,017,600
40歳	看護助手	188,500	3,000		191,500	3,140,600
45歳	看護助手	196,000	3,000		199,000	3,263,600

※1 本給については一定の前歴加算給を含んでおり、一つの目安としている。そのため、個人差が生じる。

※2 年間支給額については期末・勤勉手当4.4月を含んでいるが、将来的に約束されたものではない。また、扶養手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等は含んでいないため、該当する場合は加算される。

## 手当一覧表

別表2

(生活補助給付)

扶養手当	扶養親族のある職員
	・子(～22歳年度末): 10,000 ・子以外: 6,500 ※子(16歳年度初め～22歳年度末)5,000円加算
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
	・月額23,000円以下の家賃: 家賃の月額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃: 家賃の月額から23,000円控除した額の2分の1(16,000円限度)に11,000円を加算した額
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員
	・交通機関等の利用者: 1ヶ月～55,000 ・自動車等の交通用具使用者: 1ヶ月2,000～31,600

(超過勤務等一般基準給付)

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員
	勤務1時間当たりの給与額に下記の割合を乗じて得た額 ・正規の勤務時間が割り振られた日における勤務: 100分の125 ・上記以外の勤務: 100分の135
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員
	勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員
	勤務1時間当たりの給与額の100分の25

(その他)

期末手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員
	期末手当基礎額: 別途調整
勤勉手当	6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員
	勤勉手当基礎額: 別途調整
退職手当	別途調整

(医療現場の特殊性に伴う給付)

宿日直手当	宿日直を行った職員
	【医師】 当直: (平日)30,000、(土日祝日)40,000 ※輪番日は5,000円加算 半日直: (平日・土日午前)20,000、(土日午後)30,000 日直: 50,000 【医師以外】 外来当直: 10,000 管理当直: 13,000 事務当直: 7,000 (当直専任: 1,000)
死体処理作業手当	患者の死体処理に従事した職員 1件: 1,000
放射線取扱手当	放射線技師以外で放射線取扱業務の補助に従事した職員 1日: 300
夜間看護等手当	病棟または透析室に勤務する職員
	・準夜勤(16:30～1:00): 6,000 ・準夜勤(14:30～23:00): 2,000 ・深夜勤(0:30～9:00): 7,000 ※看護助手の場合、上記の金額の50/100
待機手当	緊急の医療業務に従事するため自宅待機を命ぜられた職員
	平日: 1,000 土日祝日: 2,000
緊急呼出手当	正規の勤務時間外・週休日・休日に患者の急変・救急患者等に対応するため、呼出を受け、業務に従事した職員
	1回: 2,000
早出遅出手当	交替勤務による早出・遅出勤務をした職員
	【臨床工学技士】 7:30までに出勤: 700 【看護師又は看護助手】 6:45までに出勤: 1,000 20:00以降に退勤: 1,000
年末年始勤務手当	12/29から翌年の1/3までの間に勤務を命ぜられた職員
	1回: 5,000(半日の場合50/100)
祝日出勤手当	土日祝日にリハビリ業務に従事した職員
	1回: 2,500